

稲沢市障害者計画等策定委員会（第4回）議事録〈要旨〉

日時：令和5年11月30日（木）14時30分～

場所：東庁舎 2階 第10会議室

1. 協議事項

パブリックコメントの実施結果について

＊＊ 事務局説明 ＊＊

委員： No. 8ですが、内容等は分かりますが「可能な範囲で実施、改善」という「可能な範囲」という言葉自体は「できる限り」など、何か文言を変えたほうがよいのではないかと感じた。

No. 2について、市の考え方の段落が変わったところの下に、「保護者の皆さんの御不安については理解できますが」というところで句読点があるが、「が」となると、それに対して受け入れているという感じは少ないと思うので、ここは「理解できます」ではないか。意見の趣旨として、コーディネーターがいることは保護者の方たちもよく分かっていると思う。親同士も情報交換をよくしている。ただ、「情報提供量に差が生じないように」という言葉があるので、例えばコーディネーターがいて児発を勧めますという言葉は、間違っていないと思うが、例えば「情報共有に努めます」とか、そういうようなことも入れたほうが意見に対しての答えがここには出てくると思う。

委員： 1つ目ですが、No. 6の「障害のある子どもの保育・教育の推進」についての回答のところで、「幼児健診で指摘を受けた子どもや」という表現の仕方が気になる。「指摘」という言葉をここで使ってしまうといいのかと、私の中で違和感があり、恐らく本当に1歳半健診や3歳の健診で発達に心配のあるお子さんを育ててみえる保護者の方で、そういう指摘が怖くてなかなか足が向かないということもあるかと思うので、「指摘」という言葉を違う表現にしてみてもどうか。

もう一点ですが、先程もNo. 8に関して御意見があったかと思うが、この中で、発達外来の初診までの待機期間が非常に長いというようなことがある。これは本当に全国的にもそういった課題が指摘されている中で、診断が確定していない段階でも育てにくさを感じている保護者への支援が市のほうでどのくらい取り組まれているのか、今育てにくさを感じる親への支援が国のほうでもうたわれていると思うので、そういったところも含め、回答されるとよいのではないかと思います。

事務局： 関係課と調整して検討する。

委員： No. 15の「就労支援の充実」について、ホームページの改善を図っておりますという部分について、福祉課ではなく商工観光課のほうから見られる内容のことということでよいか。

事務局： 商工観光課の管理するページである。

計画案について

＊＊ 事務局説明 ＊＊

委員： 92ページの今後の進捗管理について、自立支援協議会で達成状況を報告することと書かれているが、これは毎年どこかの会議で報告の時間をつくられるということか、教えてほしい。

事務局： 自立支援協議会の運営会議で報告することになると考えている。

委員： 最後のほうに用語解説があるが、あ行に「インクルーシブ教育」、「インクルーシブ保育」とあるが、インクルーシブ教育に関わる立場から少し話したい。現在、インク

ルーシブ教育の定義は大きく2つある。インクルーシブ教育はもともとユネスコでの「サラマンカ宣言」で取り上げられており、これがある意味定義の1つとなっている。日本の場合は、「インクルーシブ教育を推進する」とか、「インクルーシブ教育システム」と文科省などでは表現されていて、これが2つ目の定義である。ここに書かれていることは2つを混同しているため、もう一回検討したほうがいいのではないかと。今、インクルーシブ教育は混沌としており、教育の中ではインクルーシブ教育という言葉だけが独り歩きしており、やらなければいけない内容に関してはかなり格差がある。

インクルーシブ保育と書かれてあるのも間違っていないとは思いますが怪しい言葉で、この計画の中で使うならば、今言った「サラマンカ宣言」のインクルーシブ教育を保育に取り入れたもの、というような言葉にとめておいたほうがいいのではないかと。インクルーシブ保育も、何も定義がなく、いろいろな解釈があるというのが今現在の状態だと理解している。

また、これに関しては、先生のほうが詳しいかもしれないが、「ADHD」や「LD」についてもこの記載は間違っていないが、文科省にある定義を引用してはどうか。調べてもらえれば出てくると思うので、そのほうがいいと思う。

委員： この用語集の正確性を求めるのであれば、104ページの特別支援学校のところで、「幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育」とあって、知的はそうだが、他の講習に行くとその限りではなく、大人の方も入っているため、きちんと全てに通じるような書き方のほうがよいのではないかと思います。

委員： 用語解説のところは、私も同じところ見て気になっていた。インクルーシブの意味合いを先程御説明いただいたところからすると、ここに書かれている「インクルーシブ保育」の説明ではかなり限定的な保育になってしまっており、本来のインクルーシブ・包摂という意味からだいぶ外れてしまうのではないかと気になった。

先程のADHDやLDについては、本学の養成課程で使用しているテキストでは、DSM5の診断基準における障害名を必ずどちらも合わせて表記するような形を取っている。また、107ページの「療育」の説明も検討が必要だと思った。

委員： 私が用語解説のことを言ったばかりに、かえって混乱を来してしまったようですが、用語解説をつけてほしかった理由は、「障害者福祉計画というものがあって、こういう計画を立てて、予算をつけて、こんな準備をしています」ということをどんな方にも分かるようにしてほしかったためです。障害当事者の方たちのために、また、一般の方向けの理解が進むように、用語解説があるといいと思ったが、逆にその専門性の高い方たちから見ると、この表現は方向が違う、あそこも違うとなるので。

委員の皆様はそれぞれ専門が違い、それぞれの用語や定義の参考文献がありますが、例えば小学校の6年生から中学校の3年生ぐらいの子が理解できる程度の平易な文章で書かれた用語集が理想だと思う。その計画書を手にとった方が、自分の知りたい情報に深くたどり着いていけるような、間違った情報に惑わされたり、インターネットのよく分からない情報を信じてしまうことが一番いけないことだと思うので、正しい情報にきちんとたどり着けるような仕組みにさせていただけるといいと思うが、どうか。

委員： そのとおりだと思う。やはりこういう用語は学術的にどこかできちんと定義をしているものがあるならば、それを正しく伝える。委員が言われたように、引用先が示してあれば、自分でそこに行きついたらいいと思う。

委員： どこまでの言葉を載せるのか、本当にこの用語数が必要なのかという問題もある。私も用語辞典を書くことがあるが、本当に2つ、3つの用語の解説を書くのに結構な時間がかかる。福祉用語を調べるときに一般的にアクセスされるものに、「ワムネット」というものがある。この監修に私も少し携わっているが、かなり大変である。用語をどこまで載せるのか、その用語の解説まで本当に要るのかによっても変わってくると思うが、その辺りはどうか。

事務局： 基本的に現在掲載されている用語については、委託業者と相談の上、必要な範囲で整理している。他に解説が必要という用語があれば検討する。

- 委員： 引用というと一字一句の話になってくるので、参考文献という書き方でもいいと思う。
- 委員： 行政によっては、ウェブ上に用語解説を載せているところがあるが、そこには必ずリンクが貼ってあり、興味のある方は確認できる。私たち専門家でも、どこまで詳しく書くかというのは悩ましいところもあるということだけ言っておきます。
- 委員： 学術論文ではないので正確性はそこまで必要はないと思うが、確かに僕みたいな門外から計画書を見ても、こういう用語集がないと分からないというのは確かだからあったほうがいいと思うが、先程御指摘いただいたように、あまりにも分かりづらい、正確性に欠くというところは直していただいたほうがいいとは感じる。
- 委員： パブリックコメントの話に戻るが、意見を出していただいた方に対してはどのように回答されていくのか。
- 事務局： 回答については、「市の考え方」として取りまとめ、ホームページに掲載する。
- 委員： これは、この文章がそのまま載るということか。
4ページのNo. 9のところ、進路先については各学校での相談活動の充実が一番重要だというのは、まさしくそうだと思う。ただ、「義務教育ではないから選択肢となる情報が少ない」と書かれているが、中学生はどの子どもみんな進路指導というのを受ける。通常は、大体普通高校に行かれる方がほとんどだから、就職というと僅かな中で進路指導をやっていくと思うが、特別支援だから先が分からないということはあってはならないことだと思う。分からないからできなかったと言っているのは恥ずかしいことだと思うので、この上の部分の考え方と書き方を再検討していただいたほうがいいと思う。
相談活動をする以上、やはりきちんと進路のことを知った上でするのが本筋ではないかなと思うので、きちんと進路指導ができるような環境をつくっていく必要があると思う。ぜひこれは、学校としてもお願いをしたい。